

憲法をくらしの申に

1日(木)～7日(水)

は憲法週間です

昭和22年(1947年)5月3日、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を三つの基本原則とする日本国憲法が施行され、今年で61年を迎えます。

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利です。すべての人々が、かけがえのない存在としての生存と、自由を確保し、幸福に生きるために欠かすことのできない権利として保障されています。しかし、我が国における人権問題は、子ども・女性・高齢者・障害のある人・同和問題など、さまざまな課題があります。憲法週間を機会に、日常生活を振り返り、すべての人々が豊かな人間関係の中で、暮らすことができるように、あらためて人権について考えてみませんか。

憲法を学ぶ市民の集い

入場無料

とき 8日(木)18時30分～20時

ところ 中央公民館 中講堂

演題 男女平等はどのように、日本国憲法にもりこまれたか

講師 広島大学名誉教授 舟橋喜恵さん



名古屋市生まれ。広島大学名誉教授。18世紀イギリス社会思想史専攻。原爆被害者相談員の会(広島)代表。

問い合わせ先 人権推進課(☎0848⑦6044 ⑧0848⑦6199)

市民協働推進委員会の委員を募集

昨年度策定した「市民協働のまちづくり指針」に沿って具体的に協働のまちづくりを進めるため、推進計画の策定の検討などをする委員を募集します。

任期 2年

募集人員 若干名

応募資格 市内に住む20歳以上の人

申し込み・問い合わせ 20日(火)(当日必着)までに、応募用紙(まちづくり推進課、各支所地域振興課に用意)に住所、名前、生年月日、職業、経歴、応募の動機、協働のまちづくりについての意見(400字程度)を記入し、郵送、ファクス、またはEメールでまちづくり推進課(〒723-8601 港町三丁目5番1号 ☎0848⑦6184 ⑧0848⑦6199 E-mail machizukuri@city.mihara.hiroshima.jp)、または各支所地域振興課へ

※応募用紙は、市ホームページからダウンロードもできます。

軽自動車税の減免



障害の程度や軽自動車の所有(使用)者・運転者、使用目的などについて、一定の要件を満たせば、申請により減免されます。

申請期間 27日(火)まで

申請場所 市民税課(市役所本庁2階)、または各支所地域振興課

用意する物 ①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者

手帳・療育手帳のいずれか②自動車検査証③運転免許証④印鑑⑤平成20年度軽自動車税納税通知書

※すでに、減免を受けている車で、減免理由に変更のない場合は、納税通知書は送付しませんので、申請する必要はありません。

※自動車税と軽自動車税の両方で減免を受けることはできません。

問い合わせ先 軽自動車税Ⅱ市民税課(☎0848⑦6030) ▼自動車税および自動車取得税Ⅱ尾三地域事務所税務局(☎0848②5011)